号外第37号

高知県公報

平成23年11月15日（火曜日）

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
（火曜日・金曜日）

目　次

規　則　　ページ
◎高知県事務処理規則の一部を改正する規則
〈4・1掲示〉　1

規　則

高知県事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成23年4月1日（掲示済）

高知県知事　尾崎　正直

高知県規則第36号

高知県事務処理規則の一部を改正する規則

高知県事務処理規則（平成15年高知県規則第44号）の一部を次のように改正する。
第3条中「すべて」を「全て」に改める。
第3条の3の表中

「

医師確保推進監	医師の確保に関する事務
地域産業振興監	所管する地域に係る産業振興計画の推進並びに地域振興及び地域づくり支援に関する事務のうち特に必要があると認められるもの

」

を

「

地域産業振興監	所管する地域に係る産業振興計画の推進並びに地域振興及び地域づくり支援に関する事務のうち特に必要があると認められるもの
企業立地推進監	企業立地に関する事務

」

に改める。
第14条第1項の表中「に掲げる職」を「に掲げる職（会計指導監を除く。）」に改める。
別表第1の11の(2)のイの(ア)の項を次のように改める。

(ア) 1件の見積金額が5,000万円以上のもの		○						1　重要物品（高知県財産規則第64条に規定する重要物品をいう。以下同じ。）及び寄附の受納については、財政課長に合議する。 ※ 2　重要物品について

								は、総務事務センター課長に合議する。 3　普通物品については、部局長の専決とする。

別表第１の11の(2)のウの項を次のように改める。

ウ　物品の譲与	(ア) １件の見積額又は評価額が5,000万円以上のもの		○					財政課長 ※	重要物品については、総務事務センター課長に合議する。
	(イ) １件の見積額又は評価額が1,000万円以上5,000万円未満のもの			○				〃 ※	〃
	(ウ) １件の見積額又は評価額が500万円以上1,000万円未満のもの				○			〃 ※	〃
	(エ) １件の見積額又は評価額が500万円未満のもの					○		〃 ※	〃

別表第１備考３中「医師確保推進監、地域産業振興監」を「地域産業振興監、企業立地推進監」に改め、同表備考７中「については」を「については、財政課企画監」に改める。

別表第２中19の項を削り、20の項を19の項とし、21の項を20の項とし、同項の次に次のように加える。

21　所掌に属する物品の管理（重要物品の貸付けを除く。）並びに普通物品の取得及び処分に関すること。	○		

別表第２中22の項を削り、23の項を22の項とし、24の項を削り、25の項を23の項とし、26の項を24の項とし、同表の27の項中「35」を「33」に改め、同項を同表の25の項とし、同表の28の項中「30、31及び35」を「28、29及び33」に改め、同項を同表の26の項とし、同表の29の項中「28」を「26」に改め、同項を同表の27の項とし、同表中30の項を28の項とし、31の項を29の項とし、32の項を30の項とし、33の項を31の項とし、34の項を32の項とし、同表の35の項中「37」を「35」に改め、同項を同表の33の項とし、同表中36の項を34の項とし、37の項を35の項とし、38の項を36の項とし、39の項を37の項とし、40の項を38の項とし、同表備考６中「29」を「27」に改め、同表備考７中「21から23まで、25から28まで及び31から38まで」を「20から22まで、23から26まで及び29か

ら36まで」に改め、同表備考８及び備考11中「29」を「27」に改め、同表備考12中「21、22及び29」を「20、21及び27」に改め、同表備考14中「29」を「27」に改め、同表備考15中「32、34、36及び38」を「30、32、34及び36」に改め、同表備考17中「33及び37」を「31及び35」に改め、同表備考18から備考24までを削る。

別表第３の１の(9)の表に次のように加える。

11　旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第６号。以下この項において「旧法」という。）に関する事務	(1)　市町村建設計画の変更に係る合併市町村の長からの協議（旧法附則第２条第２項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法第５条第８項）		○								
	(2)　(1)の事項以外の旧法に関すること。					○					
12　市町村の合併の特例に関する法律（以下この項において「法」という。）に関する事務	(1)　合併協議会の設置の請求が同一の内容であることの確認（法第５条第２項）			○							
	(2)　合併市町村基本計画の作成及び変更に係る合併協議会及び合併市町村の長からの協議（法第６条第３項及び第７項）		○								
	(3)　合併特例区の設置の認可（法第28条第１項）		○							関係する部局長	
	(4)　合併特例区の規約の変更の認可（法第32条第４項）					○				関係する課長	
	(5)　(1)から(4)までの事項以外の法に関すること。					○					

別表第３中１の(10)を削り、１の(11)を１の(10)とし、１の(12)を１の(11)とし、同表の２の(1)中「危機管理課」を「危機管理・防災課」に改め、同表の２の(1)の表２の項を次のように改める。

2　自衛隊法（昭和29年法律第165号。以下この項において「法」という。）に関する事務	(1)　自衛隊の災害派遣の要請（法第83条第１項）		○								
	(2)　自衛官の募集（法第97条第１項）					○					

別表第３の２の(1)の表に次のように加える。

12　災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下この項において「法」という。）に関する事務	(1)　市町村防災会議を設置しないことについての市町村からの協議（法第16条第４項）			○							
	(2)　指定行政機関及び指定地方行政機関の職員の派遣の要請（法第29条第１項）			○							
	(3)　(1)及び(2)の事項以外の法に関すること。					○					

別表第３の２の(2)中「地震・防災課」を「南海地震対策課」に改め、同表の２の(2)の表２の項及び３の項を削り、同表の２の(2)の表４の項を同表の２の(2)の表２の項とし、同表の３の(1)の表に次のように加える。

7　高知県歯と口の健康づくり条例（平成22年高知県条例第35号。以下この項において「条例」という。）に関する	(1)　歯と口の健康づくりに関する基本計画の策定及び変更（条例第11条第１項及び第６項）			○							
	(2)　(1)の事項以外の条例に関すること。					○					

事務											

別表第３の３の(２)中「医療薬務課」を「医療政策・医師確保課」に改め、同表の３の(２)の表１の項を次のように改める。

１　医療法（昭和23年法律第205号。以下この項において「法」という。）に関する事務	(１)　地域医療支援病院の名称の使用の承認（法第４条第１項）			○							
	(２)　医療機能情報に関する報告の受理及び当該報告事項の公表（医事薬務課が所掌する事項を除く。）（法第６条の３第１項、第２項及び第５項）					○					
	(３)　公的医療機関等に対する病床数の削減命令（法第７条の２第３項）			○							
	(４)　地域医療支援病院の業務に関する報告書の受理及び公表（法第12条の２）			○							
	(５)　地域医療支援病院の承認の取消し（法第29条第３項）			○							
	(６)　(５)の処分後の弁明の機会の付与（法第30条）					○					
	(７)　医療計画の作成及び変更（法第30条の４第１項及び第30条の６）	○									
	(８)　病院の開設並びに病院の病床数の増加及び病床の種別の変更並びに診療所の病床の設置及び診療所の病床数の増加に関する勧告（法第30条の11）			○							
	(９)　公的医療機関の開設者等に対する命令及び指示（法第35条）			○							
	(10)　意見の聴取その他の高知県医療審議会に関すること（医事薬務課が所掌する事項を除く。）。（法第４条第２項、第７条の２第６項、第29条第５項、第30条の４第11項、第30条の11及び第71条の２）			○							
	(11)　(１)から(10)までの事項以外の法に関すること（医事薬務課が所掌する事項を除く。）。					○					

別表第３の３の(２)の表２の(２)の項及び３の(２)の項中「法に関する」を「法の規定による」に、「に関すること」を「に関すること（医事薬務課が所掌する事項を除く。）」に改め、同表の３の(２)の表５の(１)の項中「又は」を「及び」に改め、同表の３の(２)の表５の(２)の項中「登録」を「登録等」に、「第20条の３第１項」を「第20条の３第１項及び第２項」に改め、同表の３の(２)の表５の(３)の項中「変更及び」を「変更等及び登録を受けた衛生検査所の」に、「第20条の４第１項及び第３項」を「第20条の４第１項及び同条第２項において準用する法第20条の３第２項並びに法第20条の４第３項」に改め、同表の３の(２)の表５の(５)の項中「又は」を「及び」に改め、同表の３の(２)の表６の(１)の項中「又は」を「及び」に改め、同表の３の(２)の表６の(２)の項中「法に関する」を「法の規定による」に、「提出等」を「提出等その他の法」に改め、同表の３の(２)の表７の(１)の項中「又は」を「及び」に改め、同表の３の(２)の表７の(２)の項中「法に関する」を「法の規定による」に、「提出等」を「提出等その他の法」に改め、同表の３の(２)の表８の項中「に関する届出」を「の規定による届出」に改め、同表の３の(２)の表９の(１)の項中「又は」を「及び」に改め、同表の３の(２)の表９の(２)の項から９の(６)の項までを削り、同表の３の(２)の表９の(７)の項中「から(６)まで」を削り、「に関すること」を「に関すること（医事薬務課が所掌する事項を除く。）」に改め、同項を同表の３の(２)の表９の(２)の項とし、同表の３の(２)の表中10の項を削り、11の項を10の項とし、12の項及び13の項を削り、同表の３の(２)の表14の(２)の項中「又は」を「及び」に改め、同表の３の(２)の表14の(６)の項中「(５)」を「(６)」に改め、「（准看護師養成所に係るものを除く。）」を削り、同項を同表の３の(２)の表14の(７)の項とし、同表の３の(２)の表14の(５)の項中「（昭和28年政令第386号）」を削り、同項を同表の３の(２)の表14の(６)の項とし、同表の３の(２)の表14の(４)の項の次に次のように加える。

(５)　准看護師養成所の指定並びに指定准看護師養成所の変更の承認及び指定の取消し（法第22条第			○							

２号並びに保健師助産師看護師法施行令（昭和28年政令第386号）第20条において読み替えて準用する同令第13条第１項及び第16条）											

別表第３の３の(2)の表14の項を同表の３の(2)の表11の項とし、同項の次に次のように加える。

12　自治医科大学医学部入学試験委員会に関する事務	(1)　自治医科大学医学部入学試験委員の申出に関すること。			○							
	(2)　自治医科大学医学部入学試験試験担当員の委嘱に関すること。			○							
	(3)　自治医科大学医学部入学試験第一次学力試験の及第者の決定に関すること。			○							
	(4)　自治医科大学医学部入学試験第一次試験の合格者の決定に関すること。			○							
13　看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成４年法律第86号。以下この項において「法」という。）に関する事務	(1)　高知県ナースセンターの指定（法第14条第１項）			○							
	(2)　高知県ナースセンターに対する監督命令（法第18条）			○							
	(3)　高知県ナースセンターの指定の取消し（法第19条第１項及び第２項）			○							
	(4)　(1)から(3)までの事項以外の法に関すること。					○					
14　高知県立幡多看護専門学校に関する事務	授業料の減免（高知県立幡多看護専門学校の設置及び管理に関する条例（昭和41年高知県条例第35号）第８条）					○					

別表第３の３の(2)の表15の項から22の項までを削り、同表の３の(3)を次のように改める。

(3)　医事薬務課

事務の種類	事項（根拠条項）		決裁権者								合議先	備考
			知事	専決権者						受任者		
				副知事	部局長	副部長等	課長	課長補佐等	所長	所長		
1　医療法（以下この項において「法」という。）に関する事務	(1)　往診のみによって診療に従事する医師等に対する報告命令等（法第５条第２項）									○		保健所長
	(2)　医療機能情報に関する報告の受理及び当該報告事項の公表（医療政策・医師確保課が所掌する事項を除く。）（法第６条の３第１項、第２項及び第５項）						○					
	(3)　開設の許可等（法第７条第１項、第４項及び第５項）	ア　病院に係るもの			○							
		イ　診療所及び助産所に係るもの								○		保健所長
	(4)　病院の病床数及び病床の種別等	ア　病院に係るもの					○					
		イ　アのうち				○						

の変更の許可等並びに診療所及び助産所の病床数等の変更の許可等（法第７条第２項、第４項及び第５項）	病床の種別その他重要なものに係るもの										
	ウ　診療所及び助産所に係るもの								○		保健所長
(5)　診療所の病床の設置及び診療所の病床数等の変更の許可等（法第７条第３項から第５項まで）					○						
(6)　診療所及び助産所の開設の届出の受理（法第８条）									○		保健所長
(7)　病院等の休止及び再開の届出の受理（法第８条の２第２項）									○		〃
(8)　病院等の廃止等の届出の受理（法第９条）									○		〃
(9)　開設者以外の者が管理者となることの許可（法第12条第１項ただし書）	ア　病院に係るもの					○					
	イ　診療所及び助産所に係るもの								○		保健所長
(10)　２箇所以上の病院等の管理者となることの許可（法第12条第２項）	ア　イ以外のもの					○					
	イ　診療所及び助産所のみに係るもの								○		保健所長
(11)　病院に医師を宿直させないことの許可（法第16条ただし書）						○					
(12)　病院等に専属の薬剤師を置かないことの許可（法第18条ただし書）	ア　病院に係るもの					○					
	イ　診療所に係るもの								○		保健所長
(13)　病院等の人員配置基準に係る増員命令及び業務停止命令（法第23条の２）				○							
(14)　使用の制限及び禁止並びに修繕及び改築の命令（法第24条第１項）	ア　病院に係るもの			○							
	イ　診療所及び助産所に係るもの								○		保健所長
(15)　病院等への立入検査等（法第25条第１項）	ア　病院に係るもの					○					
	イ　診療所及び助産所に係るもの								○		保健所長
(16)　病院等の法令違反等の疑いを認める場合の関係書	ア　病院に係るもの			○							
	イ　診療所及び助産所に係るもの								○		保健所長

類その他の物件の提出命令（法第25条第２項）											
(17)　病院等の使用前の検査並びに許可証の交付及び使用の承認（法第27条及び医療法施行令（昭和23年政令第326号。以下この項において「政令」という。）第１条）									○		〃
(18)　管理者の変更命令（法第28条）	ア　病院に係るもの			○						ア	
	イ　診療所及び助産所に係るもの								○		保健所長
(19)　開設の許可の取消し及び閉鎖命令（法第29条第１項）	ア　病院に係るもの			○							
	イ　診療所及び助産所に係るもの								○		保健所長
(20)　病床数の変更等の許可の取消し（法第29条第２項）	ア　病院に係るもの			○							
	イ　診療所及び助産所に係るもの								○		保健所長
(21)　(13)、(14)、(18)及び(19)の処分後の弁明の機会の付与（法第30条）	ア　病院に係るもの					○					
	イ　診療所及び助産所に係るもの								○		保健所長
(22)　医療法人に係る社会医療法人の認定（法第42条の２第１項）				○							
(23)　医療法人の設立の認可（法第44条第１項）				○							
(24)　医療法人の理事の減員の認可（法第46条の２第１項ただし書）					○						
(25)　医療法人の理事長を医師又は歯科医師でない理事から選出することの認可（法第46条の３第１項ただし書）					○						
(26)　医療法人の特別代理人の選任（法第46条の４第６項）						○					
(27)　医療法人の管理者の一部を理事に加えないことの認可（法第47条第１項ただし書）					○						
(28)　医療法人の定款及び寄附行為の変更の認可（法第50条第１項）						○					
(29)　(28)のうち重要なもの				○							
(30)　医療法人の解散の認可（法第55条第６項）				○							
(31)　医療法人の合併の認可（法第57条第４項）				○							
(32)　医療法人に対する報告の徴収及び立入検査				○							

	（法第63条第１項）										
	(33)　医療法人に対する措置命令、業務停止命令及び役員の解任の勧告（法第64条第１項及び第２項）			○							
	(34)　社会医療法人の認定の取消し及び社会医療法人に対する収益業務の停止命令（法第64条の２第１項）			○							
	(35)　医療法人の設立の認可の取消し（法第65条及び第66条第１項）			○							
	(36)　意見の聴取その他の高知県医療審議会に関すること（医療政策・医師確保課が所掌する事項を除く。）。（法第42条の２第２項、第45条第２項、第55条第７項（法第57条第５項において準用する場合を含む。）、第64条第３項、第64条の２第２項、第66条第２項及び第71条の２）			○							
	(37)　病院等の開設者の住所等の変更の届出の受理（政令第４条）								○		保健所長
	(38)　病院等の開設後の届出の受理（政令第４条の２）								○		〃
	(39)　エックス線装置、診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用粒子線照射装置、診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具、放射線同位元素装備診療機器並びに診療用放射線同位元素及び陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の届出並びに変更等の届出の受理（医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第24条の２から第29条まで）								○		〃
	(40)　（１）から(39)までの事項以外の法に関すること（医療政策・医師確保課が所掌する事項を除く。）。　ア　診療所及び助産所に係る許可、届出の受理並びに報告の徴収及び立入検査等								○		〃
	(40)　（１）から(39)までの事項以外の法に関すること（医療政策・医師確保課が所掌する事項を除く。）。　イ　ア以外のもの					○					
2　医師法に関する事務	医師法に関すること（医療政策・医師確保課が所掌する事項を除く。）。					○					
3　歯科医師法に関する事務	歯科医師法に関すること（医療政策・医師確保課が所掌する事項を除く。）。					○					
4　歯科技工士法（以下この項において「法」という。）に関する事務	（１）　歯科技工士国家試験の実施（法第12条第１項及び歯科技工法の一部を改正する法律（昭和57年法律第１号）附則第２条第１項）			○							
	（２）　歯科技工所の開設等の届出の受理（法第21条）								○		保健所長
	（３）　歯科技工所の開設者に対する構造設備の改善								○		〃

	命令（法第24条）										
	（4）　歯科技工所の使用の禁止（法第25条）								○		〃
	（5）　歯科技工所の開設者及び管理者に対する報告の徴収及び立入検査（法第27条第１項）								○		〃
	（6）　（1）から（5）までの事項以外の法に関すること（医療政策・医師確保課が所掌する事項を除く。）。					○					
5　あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号。以下この項において「法」という。）に関する事務	（1）　法第２条第１項及び第18条の２第１項に規定する学校及び養成施設の認定の申請等に係る書類の受理（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行令（平成４年政令第301号）第２条から第４条まで及び第７条）					○					
	（2）　（1）の事項以外の法に関すること。								○		保健所長
6　柔道整復師法（昭和45年法律第19号。以下この項において「法」という。）に関する事務	（1）　法第12条第１項に規定する学校及び柔道整復師養成施設の指定の申請等に係る書類の受理（柔道整復師法施行令（平成４年政令第302号）第３条から第５条まで及び第８条）					○					
	（2）　（1）の事項以外の法に関すること。								○		保健所長
7　死体解剖保存法（昭和24年法律第204号）に関する事務	死体解剖保存法の規定による申請等の厚生労働大臣への提出等に関すること。					○					
8　薬事法（昭和35年法律第145号。以下この項において「法」という。）に関する事務	（1）　薬局の開設の許可及び当該許可の更新（法第４条）							○			保健所長
	（2）　薬局の管理者の当該薬局以外の場所での薬局の管理等への従事の許可（法第７条第３項ただし書）							○			〃
	（3）　薬局の休廃止等の届出の受理（法第10条）							○			〃
	（4）　薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可等及び当該許可の更新（法第12条及び第12条の２並びに薬事法施行令（昭和36年政令第11号。以下この項において「政令」という。）第80条第１項第１号）							○			〃
	（5）　薬局製造販売医薬品の製造業の許可等及び当該許可の更新（法第13条及び政令第80条第１項第２号）							○			〃
	（6）　薬局製造販売医薬品の製造販売の承認等及び当該承認に係る事項の変更の承認等（法第14条第１項、第２項、第５項、第６項及び第８項並びに同条第９項並びに同項に							○			〃

	おいて準用する同条第２項、第５項、第６項及び第８項並びに政令第80条第１項第１号）									
	（7）　薬局製造販売医薬品の製造販売業者に係る軽微な変更の届出の受理（法第14条第10項及び政令第80条第１項第１号）						○			〃
	（8）　薬局製造販売医薬品の製造販売業者に係る製造販売の届出の受理（法第14条の９及び政令第80条第１項第３号）						○			〃
	（9）　薬局製造販売医薬品の製造販売業者及び製造業者に係る休廃止等の届出の受理（法第19条及び政令第80条第１項第４号）						○			〃
	(10)　店舗販売業の許可等及び当該許可の更新並びに既存一般販売業者（薬事法の一部を改正する法律（平成18年法律第69号）附則第２条に規定する既存一般販売業者をいう。以下この項において同じ。）及び既存特例販売業者（同法附則第14条及び第15条の規定により従前の例により引き続き業務を行うことができる者をいう。以下この項において同じ。）に係る業務の許可の更新（法第24条及び第26条）						○			〃
	(11)　店舗管理者（既存一般販売業者を含む。以下この項において同じ。）の当該店舗以外の場所での店舗の管理等への従事の許可（法第28条第３項ただし書）									
	(12)　店舗販売業（既存一般販売業者及び既存特例販売業者に係る業務を含む。以下この項において同じ。）の休廃止等の届出の受理（法第38条において準用する法第10条）						○			〃
	(13)　高度管理医療機器及び特定保守管理医療機器（以下この項において「高度管理医療機器等」という。）の販売業及び賃貸業の許可等及び当該許可の更新（法第39条）						○			〃
	(14)　管理医療機器（特定保守管理医療機器を除く。以下この項において同じ。）の販売業及び賃貸業の届出の受理（法第39条の３第１項）						○			〃
	(15)　高度管理医療機器等及び管理医療機器の販売業及び賃貸業の休廃止等の届出の受理（法第40条第１項及び第２項において準用する法第10条）						○			〃
	(16)　薬局開設者等からの報告の徴収及び薬局等への立入検査等（法第69条第１項から第３項まで）						○			〃
	(17)　医薬品等の廃棄、回収等の措置命令及び必要な処分（法第70条第１項及び第２項）						○			〃

(18)　薬局製造販売医薬品の製造販売業者に対する検査命令（法第71条）							○			〃
(19)　薬局開設者、店舗販売業者（既存一般販売業者及び既存特例販売業者を含む。(21)及び(24)において同じ。）並びに高度管理医療機器等及び管理医療機器の販売業者及び賃貸業者に対する構造設備の改善命令及び使用禁止命令（法第72条第４項）							○			〃
(20)　薬局開設者及び店舗販売業者に対する業務の体制の整備命令（法第72条の２第１項）							○			〃
(21)　薬局開設者、店舗販売業者並びに高度管理医療機器等及び管理医療機器の販売業者及び賃貸業者並びに薬局製造販売医薬品の製造販売業者及び製造業者に対する措置命令（法第72条の４及び政令第80条第１項第４号）							○			〃
(22)　薬局の管理者並びに店舗管理者並びに高度管理医療機器等及び管理医療機器の販売業及び賃貸業の管理者並びに薬局製造販売医薬品の製造販売業及び製造業の総括製造販売責任者等の変更命令（法第73条及び政令第80条第１項第４号）							○			〃
(23)　薬局製造販売医薬品の製造販売の承認の取消し等（法第74条の２及び政令第80条第１項第４号）							○			〃
(24)　薬局開設者、店舗販売業者並びに高度管理医療機器等及び管理医療機器の販売業者及び賃貸業者並びに薬局製造販売医薬品の製造販売業者及び製造業者の許可の取消し及び業務の停止命令（法第75条第１項及び政令第80条第１項第４号）							○			〃
(25)　指定薬物である疑いがある物品の検査等（法第76条の６）							○			〃
(26)　指定薬物の廃棄等（法第76条の７第１項及び第２項）							○			〃
(27)　指定薬物及びその疑いがある物品を発見した場合の立入検査等（法第76条の８第１項）							○			〃
(28)　薬局製造販売医薬品の製造販売業者に係る医薬品の回収の報告の受理（法第77条の４の３及び政令第80条第１項第４号）							○			〃
(29)　薬局における総取扱処方せん数の届出の受理（政令第２条）							○			〃
(30)　薬局製造販売医薬品の製造販売業及び製造業の許可証の交付（政令第４条及び第11条）							○			〃
(31)　薬局製造販売医薬品							○			〃

	の製造販売業及び製造業の許可証の書換え交付（政令第５条及び第12条）										
	(32)　薬局製造販売医薬品の製造販売業及び製造業の許可証の再交付（政令第６条及び第13条）						○			〃
	(33)　薬局製造販売医薬品の製造販売業及び製造業の許可証の返納の受理（政令第６条第４項及び第５項、第７条、第13条第４項及び第５項並びに第14条）						○			〃
	(34)　薬局製造販売医薬品の製造販売業及び製造業の許可台帳への記載（政令第８条及び第15条）						○			〃
	(35)　薬局製造販売医薬品の承認台帳への記載（政令第19条）						○			〃
	(36)　薬局開設、店舗販売業並びに高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業の許可証の交付（政令第44条）						○			〃
	(37)　薬局開設、店舗販売業並びに高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業の許可証の書換え交付（政令第45条）						○			〃
	(38)　薬局開設、店舗販売業並びに高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業の許可証の再交付（政令第46条第１項及び第２項）						○			〃
	(39)　薬局開設、店舗販売業並びに高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業の許可証の返納の受理（政令第46条第３項及び第47条）						○			〃
	(40)　薬局開設、店舗販売業並びに高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業の許可台帳への記載（政令第48条）						○			〃
	(41)　薬局開設者からの郵便等販売の開始の届出の受理（薬事法施行規則（昭和36年厚生省令第１号）第15条の４第２項）						○			〃
	(42)　薬局開設者からの薬局の管理者の週当たり勤務時間数等の届出の受理（薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年厚生労働省令第10号）附則第４条及び第42条）						○			〃
	(43)　高知市の区域に係る(25)から(27)までの事項に関すること。				○					
	(44)　(1)から(43)までの事項以外の法に関すること。				○					
9　毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号。以下この項に	(1)　毒物及び劇物の販売業の登録及び当該登録の更新（法第４条第１項及び第４項）							○		保健所長
	(2)　毒物及び劇物の販売業者からの毒物劇物取扱							○		〃

おいて「法」という。）に関する事務	責任者の氏名及び変更の届出の受理（法第７条第３項）										
	(3)　毒物劇物取扱者試験の実地（法第８条第１項第３号）			○							
	(4)　毒物及び劇物の販売業者からの氏名の変更等の届出の受理（法第10条第１項）								○		保健所長
	(5)　毒物及び劇物の販売業者に対する廃棄物の回収等の命令（法第15条の３）								○		〃
	(6)　毒物及び劇物の販売業者に対する報告の徴収及び立入検査等（法第17条第２項）								○		〃
	(7)　毒物及び劇物の販売業者に対する措置命令、措置命令に伴う登録の取消し、毒物劇物取扱責任者の変更命令並びに法等への違反による登録の取消し及び業務の停止命令（法第19条第１項から第４項まで）								○		〃
	(8)　毒物及び劇物の販売業者及び輸入業者について登録の取消し等の処分の必要があると認める旨の厚生労働大臣への具申（法第19条第５項）			○							
	(9)　毒物及び劇物の販売業者の登録の失効に係る届出の受理（法第21条第１項）								○		保健所長
	(10)　業務上取扱者（毒物及び劇物の運送の事業を行う者を除く。）に係る届出の受理等（法第22条第１項から第３項まで並びに同条第４項及び第５項において準用する法第７条第３項、第15条の３、第17条第２項及び第19条第３項）								○		〃
	(11)　毒物及び劇物の販売業者の登録簿への記載及び登録票の交付（毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第261号。以下この項において「政令」という。）第33条及び第36条の３第１項）								○		〃
	(12)　毒物及び劇物の販売業者の登録票の書換え交付（政令第35条第１項及び第２項）								○		〃
	(13)　毒物及び劇物の販売業者の登録票の再交付（政令第36条第１項から第３項まで）								○		〃
	(14)　毒物及び劇物の販売業者からの毒物劇物取扱責任者の氏名の変更の届出の受理（毒物及び劇物取締法施行細則（昭和41年高知県規則第66号）第２条）								○		〃
	(15)　高知市の区域に係る(10)の事項に関すること。					○					
	(16)　(1)から(15)までの事項以外の法に関するこ					○					

	と。										
10　薬剤師法（昭和35年法律第146号）に関する事務	薬剤師について免許の取消し等の処分の必要があると認める旨の厚生労働大臣への具申その他の薬剤師法に関すること。					○					
11　麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号。以下この項において「法」という。）に関する事務	（1）　麻薬小売業者及び麻薬診療施設の開設者の麻薬の廃棄に係る事前の届出の受理及び立会い（法第29条）								○		保健所長
	（2）　麻薬小売業者及び麻薬診療施設の開設者の麻薬の廃棄の届出の受理（法第35条第２項）								○		〃
	（3）　麻薬小売業者及びその関係者からの報告の徴収並びに麻薬診療施設並びに薬事法に規定する薬局及び卸売販売業の店舗等への立入検査等並びに特定麻薬等原料卸小売業者からの報告の徴収及び特定麻薬等原料卸小売業に係る施設等における実地検査（法第50条の38第１項及び第２項）								○		〃
	（4）　麻薬小売業者及び麻薬診療施設の開設者並びに薬事法に規定する薬局開設者及び卸売販売業者に対する措置命令（法第50条の39）								○		〃
	（5）　高知市の区域に係る（1）から（4）までの事項に関すること。					○					
	（6）　麻薬卸売業者、向精神薬卸売業者等の免許の取消し（法第51条第１項及び第２項）			○							
	（7）　麻薬中毒者の入院措置（法第58条の８第１項）				○						
	（8）　麻薬中毒者の退院（法第58条の12第１項）				○						
	（9）　（1）から（8）までの事項以外の法に関すること。					○					
12　あへん法（昭和29年法律第71号。以下この項において「法」という。）に関する事務	（1）　けし耕作者からの報告の徴収、不正栽培地への立入検査等（法第44条第２項）							○			保健所長
	（2）　高知市の区域に係る（1）の事項に関すること。					○					
	（3）　けし栽培者について許可の取消処分の必要があると認める旨の厚生労働大臣への具申（法第44条第６項）				○						
	（4）　（1）から（3）までの事項以外の法に関すること。					○					
13　大麻取締法（昭和23年法律第124号。以下この項において「法」という。）に関する	（1）　大麻取扱者免許の取消し（法第18条）				○						
	（2）　大麻栽培者からの報告の徴収、不正栽培地への立入検査等（法第21条第１項）							○			保健所長
	（3）　高知市の区域に係る（2）の事項に関するこ					○					

事務	と。										
	(4)　(1)から(3)までの事項以外の法に関すること。					○					
14　覚せい剤取締法（昭和26年法律第252号。以下この項において「法」という。）に関する事務	(1)　覚せい剤施用機関及び覚せい剤研究者の指定の取消し並びに業務及び研究の停止命令（法第8条第1項）			○							
	(2)　病院、診療所、飼育動物診療施設並びに薬事法に規定する薬局、店舗販売業及び卸売販売業の店舗等における覚せい剤の廃棄に係る事前の届出の受理及び立会い（法第22条の2）								○		保健所長
	(3)　覚せい剤原料取扱者及び覚せい剤原料研究者の指定の取消し並びに業務及び研究の停止命令（法第30条の3第1項）			○							
	(4)　病院、診療所、飼育動物診療施設並びに薬事法に規定する薬局、店舗販売業及び卸売販売業の店舗等における覚せい剤原料の廃棄に係る事前の届出の受理及び立会い（法第30条の13）								○		保健所長
	(5)　病院、診療所、飼育動物診療施設並びに薬事法に規定する薬局、店舗販売業及び卸売販売業に係る施設等への立入検査等（法第32条第1項及び第2項）　ア　病院に係るもの					○					
	イ　ア以外に係るもの								○		保健所長
	(6)　高知市の区域に係る(2)、(4)及び(5)の事項に関すること。							○			
	(7)　(1)から(6)までの事項以外の法に関すること。							○			
15　安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）に関する事務	採血業の許可申請書の厚生労働大臣への提出その他の安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律に関すること。							○			

別表第3の3の(4)の表2の(2)の項中「進捗（ちょく）状況」を「進捗状況」に改め、同表の3の(5)の表12の(1)の項中「第2条第2項」を「第2条第3項」に改め、同表の3の(6)の表1の(3)の項中「必要な」を削り、同表の3の(6)の表2の(1)の項、2の(3)の項、2の(4)の項及び3の(2)の項中「又は」を「及び」に改め、同表の3の(6)の表3の(5)の項中「必要な」を削り、同表の3の(6)の表4の(1)の項中「青少年教育施設、スポーツ施設その他の施設で、旅館業に係る施設の設置により清純な施設環境が著しく害されるおそれがあると認められるもの」を「学校等に類する施設」に改め、同表の3の(6)の表6の(1)の項中「許可（法第2条第1項）」を「許可等（法第2条第1項、第2項及び第4項）」に改め、同表の3の(6)の表6の(3)の項中「第4条」を「第4条ただし書」に改め、同表の3の(6)の表6の(6)の項中「変更の届出」を「変更」に改め、同表の3の(6)の表7の(5)の項中「又は」を「及び」に改め、同表の3の(6)の表16の(1)の項中「認可（法第9条第1項及び」を「認可等（法第9条第1項及び第3項並びに」に改め、同表の3の(6)の表16の(4)の項中「認可」を「認可等」に、「第14条の10第1項及び」を「第14条の10第1項及び第2項並びに」に改め、同表の3の(6)の表17の(1)の項中「又は」を「及び」に、「及び」を「並びに」に改め、同表の3の(6)の表17の(2)の項中「必要な」を削り、同表の3の(6)の表17の(3)の項及び18の(1)の項中「又は」を「及び」に改め、同表の3の(6)の表18

の(2)の項中「又は」を「並びに」に、「若しくは」を「及び」に改め、同表の３の(6)の表18の(3)の項中「又は」を「及び」に改め、同表の３の(6)の表19の(2)の項及び20の(2)の項中「必要な」を削り、同表の３の(6)の表20の(3)の項中「に関すること。」を削り、同表の３の(6)の表20の(4)の項中「若しくは」を「及び」に、「又はその委任」を「並びにその委任」に、「又は資料」を「及び資料」に改め、同表の３の(6)の表21の項を次のように改める。

21　温泉法（昭和23年法律第125号。以下この項において「法」という。）に関する事務	(1)　温泉を湧出させる目的での土地の掘削の許可等、許可の有効期間の更新及び許可の取消し並びに掘削のための施設等の変更の許可等（法第３条第１項、第４条、第５条第２項及び第９条第１項並びに法第７条の２第１項及び同条第２項において読み替えて準用する法第４条）			○						
	(2)　土地の掘削の許可を受けた者の地位の承継の承認等（法第６条第１項並びに同条第２項において読み替えて準用する法第４条第１項及び第２項並びに法第７条第１項並びに同条第３項において準用する法第４条第１項及び第２項）					○				
	(3)　許可に係る掘削、増掘及び動力の装置の工事の完了及び廃止の届出の受理（法第８条第１項並びに法第11条第２項及び第３項において読み替えて準用する法第８条第１項）					○				
	(4)　土地の掘削、増掘及び動力の装置の許可を受けた者に対する措置命令（法第８条第３項及び第９条第２項、法第11条第２項において読み替えて準用する法第８条第３項及び第９条第２項並びに法第11条第３項において準用する法第９条第２項）			○						
	(5)　土地の掘削及び温泉の湧出路の増掘を行う者に対する緊急措置命令等（法第９条の２及び法第11条第２項において読み替えて準用する法第９条の２）					○				
	(6)　土地の掘削、増掘及び動力の装置の許可を受けた者等に対する原状回復命令（法第10条並びに法第11条第２項及び第３項において読み替えて準用する法第10条）					○				
	(7)　温泉の湧出路の増掘及び温泉の湧出量を増加させるための動力の装置の許可等、許可の有効期間の更新及び許可の取消し（法第11条第１項並びに同条第２項及び第３項において読み替えて準用する法第４条、第５条第２項及び第９条第１項）					○				
	(8)　増掘のための施設等の変更の許可等（法第11条第２項において読み替えて準用する法第７条の２第１項及び同条第２項において読み替えて準用する法第４条）					○				
	(9)　増掘及び動力の装置の許可を受けた者の地位の承継の承認等（法第11条第２項及び第３項にお						○			

いて読み替えて準用する法第６条第１項並びに同条第２項において読み替えて準用する法第４条第１項及び第２項並びに法第７条第１項並びに同条第３項において準用する法第４条第１項及び第２項）										
(10)　温泉の採取の制限命令（法第12条）			○							
(11)　隣接県における温泉の湧出量、温度及び成分に影響を及ぼすおそれがあるときの環境大臣への協議（法第13条第１項）			○							
(12)　他の目的で土地を掘削した者に対する措置命令（法第14条）			○							
(13)　温泉源からの温泉の採取の許可等及び当該許可の取消し（法第14条の２第１項及び第２項並びに同条第３項において読み替えて準用する法第４条第２項及び第３項並びに法第14条の９第１項）			○							
(14)　温泉源からの温泉の採取の許可を受けた者の地位の承継等（法第14条の３第１項並びに同条第２項において読み替えて準用する法第４条第２項及び第14条の２第２項並びに法第14条の４第１項並びに同条第３項において準用する法第４条第２項及び第14条の２第２項）					○					
(15)　可燃性天然ガスの濃度についての確認等及び当該確認の取消し（法第14条の５第１項及び同条第２項において準用する法第４条第２項並びに法第14条の５第３項）			○							
(16)　可燃性天然ガスの濃度について確認を受けた者の地位の承継に係る届出の受理（法第14条の６第２項）					○					
(17)　温泉の採取のための施設等の変更の許可等（法第14条の７第１項並びに同条第２項において準用する法第14条の２第２項並びに同条第３項において準用する法第４条第２項及び第３項）			○							
(18)　温泉の採取の事業の廃止の届出の受理（法第14条の８第１項）					○					
(19)　温泉の採取の許可及び可燃性天然ガスの濃度について確認を受けた者に対する措置命令（法第14条の８第３項及び第14条の９第２項）			○							
(20)　温泉の採取を行う者に対する緊急措置命令等（法第14条の10）			○							
(21)　温泉を公共の浴用又は飲用に供することの許可等及び当該許可の取消し（法第15条第１項及び第３項並びに同条第４項において読み替えて準用			○							

する法第４条第２項及び第３項並びに法第31条第１項）										
(22)　温泉の利用の許可を受けた者の地位の承継の承認等（法第16条第１項並びに同条第２項において読み替えて準用する法第４条第２項及び第15条第２項並びに法第17条第１項並びに同条第３項において準用する法第４条第２項及び第15条第２項）				○						
(23)　温泉の成分等の掲示に係る届出の受理及び変更命令（法第18条第４項及び第５項）			○							
(24)　温泉成分分析を行う者に係る登録等、変更、廃止及び登録の取消し（法第19条、第20条、第21条第１項及び第25条）			○							
(25)　温泉成分分析を行う者に対する報告の徴収及び立入検査（法第28条第１項）			○							
(26)　温泉利用施設の管理者に対する温泉利用施設等の改善の指示（法第30条）			○							
(27)　温泉源から温泉を採取する者等に対する温泉の利用の制限及び危害予防の措置命令（法第31条第２項）			○							
(28)　土地を掘削する者等からの報告の徴収（法第34条第１項）			○							
(29)　土地の掘削の工事の場所等への立入り及び土地の掘削の実施状況等の検査等（法第35条第１項）								○		保健所長
(30)　(1)から(29)までの事項以外の法に関すること。					○					

別表第３の３の(6)の表22の項中「及び高知県温泉法施行細則（昭和41年高知県規則第８号）」を削り、同表の３の(6)の表22の(3)の項を削り、同表の３の(6)の表38の(5)の項中「必要な」を削り、同表の３の(6)の表38の項を同表の３の(6)の表39の項とし、同表の３の(6)の表37の項を同表の３の(6)の表38の項とし、同表の３の(6)の表36の項中「若しくは廃止の届出又は」を「及び廃止並びに」に改め、同項を同表の３の(6)の表37の項とし、同表の３の(6)の表35の(1)の項中「又は」を「及び」に改め、同表の３の(6)の表35の(4)の項中「法第21条第１項又は第３項の規定に違反する」を削り、同表の３の(6)の表35の(5)の項中「又は」を「及び」に、「業務に関する報告の受理」を「報告の徴収並びに特定給食施設への立入検査等」に改め、同表の３の(6)の表中35の(6)の項を削り、35の(7)の項を35の(6)の項とし、35の(8)の項を35の(7)の項とし、35の(9)の項を35の(8)の項とし、同表の３の(6)の表35の(10)の項中「(9)」を「(8)」に改め、同項を同表の３の(6)の表35の(9)の項とし、同表の３の(6)の表35の項を同表の３の(6)の表36の項とし、同表の３の(6)の表34の(7)の項中「第46条」を「第46条第１項」に改め、同表の３の(6)の表34の(9)の項中「必要な」を削り、「及び施設」を「並びに施設」に、「又は」を「及び」に、「第39条第２項及び第３項」を「第39条第１項から第３項まで及び第46条第１項」に改め、同表の３の(6)の表34の(10)の項中「(9)」を「(9)の事項」に、「を除く事項」を「に係るものを除くもの」に改め、同表の３の(6)の表34の項を同表の３の(6)の表35の項とし、同表の３の(6)の表33の(3)の項中「第11条」を「第11条第２項」に改め、同表の３の(6)の表33の(4)の項中「又は」を「及び」に改め、同表の３の(6)の表33の(5)の項中「に対する」を「からの」に、「報告の求め」を「報告の徴収」に改め、同表の３の(6)の表中33の項を34の項とし、32の項を33の項とし、31の項を32の項とし、同表の３の(6)の表30の(4)の項中「許可（法第52条第２項」を「許可等（法第52条」に改め、同表の３の(6)の表30の(7)の項中「停止（法第55条」を「停止の措置（法第55条第１項」に改め、同表の３の(6)の表30の(8)の項中「停止」を「停止の措置」に改め、同表の３の(6)の表30の(10)の項中「再交付（高知県食品衛生法施行細則（昭和48年高知県規則第37号）」を「交付及び再交付（高知県食品衛生法施行細則（昭和48年高知県規則第37号）第12条及び」に改め、同表の３の(6)の表30の項を同表の３の(6)の表31の項とし、同表の３の(6)の表29の(1)の項中「許可（法第３条）」を「許可等（法第３条及び第５条）」に改め、同表の３の(6)の表29の(2)の項中「又は」を「及び」に、「許可及び」を「許可等並びに」に、「第６条第１項及び第３項」を「第６条第１項及び同条第２項において準用する法第５条第２項並びに法第６条第３項」に改め、同表の３の(6)の表29の(3)の項中「又は」を「及び」に改め、同表の３の(6)の表29の(6)の項中「氏名等」を「氏名等及び変更」に、「第12条第４項」を「第12条第６項」に改め、同表の３の(6)の表29の項を同表の３の(6)の表30の項とし、同表の３の(6)の表28の項を同表の３の(6)の表29の項とし、同表の３の(6)の表27の(1)の項中「許可（法第４条第１項）」を「許可等（法第４条第１項及び第５条第１項）」に改め、同表の３の(6)

の表27の(6)の項中「及び当該額」を「並びに当該額」に改め、同表の３の(6)の表27の(7)の項中「及びと畜場」を「並びにと畜場」に、「又は」を「及び」に改め、同表の３の(6)の表27の(9)の項中「又は」を「及び」に改め、同表の３の(6)の表27の(10)の項中「必要な」を削り、同表の３の(6)の表27の(11)の項中「又は」を「並びに」に、「若しくは」を「及び」に、「及び」を「並びに」に改め、同表の３の(6)の表27の(12)の項中「又は」を「及び」に改め、同表の３の(6)の表27の項を同表の３の(6)の表28の項とし、同表の３の(6)の表26の(3)の項中「第10条」を「第10条第１項」に改め、同表の３の(6)の表26の(6)の項中「第13条」を「第13条第１項並びに同条第２項において準用する法第11条及び第12条」に改め、同表の３の(6)の表26の(7)の項中「第14条」を「第14条第１項及び第２項並びに同条第３項において準用する法第11条及び第12条」に改め、同表の３の(6)の表26の(11)の項中「第19条」を「第19条第１項及び同条第２項において準用する法第12条第２項」に改め、同表の３の(6)の表26の(16)の項中「許可（法第26条）」を「許可等（法第26条第１項及び第27条第１項）」に改め、同表の３の(6)の表26の(18)の項中「変更の許可」を「変更の許可等」に、「第28条」を「第28条第１項、同条第２項において準用する法第27条及び法第28条第３項」に改め、同表の３の(6)の表26の項を同表の３の(6)の表27の項とし、同表の３の(6)の表25の(2)の項、25の(3)の項及び25の(6)の項中「又は」を「及び」に改め、同表の３の(6)の表25の(7)の項中「又は」を「及び」に、「及び」を「並びに」に改め、同表の３の(6)の表25の(9)の項中「必要な」を削り、同表の３の(6)の表25の(10)の項中「及び犬又は」を「並びに犬及び」に改め、同表の３の(6)の表25の項を同表の３の(6)の表26の項とし、同表の３の(6)の表24の(1)の項中「の準用を必要と」を「を準用する必要があると」に改め、同表の３の(6)の表24の(4)の項中「又は」を「及び」に改め、同表の３の(6)の表24の項を同表の３の(6)の表25の項とし、同表の３の(6)の表23の(1)の項中「又は」を「及び」に改め、同表の３の(6)の表23の(2)の項中「又は」を「及び」に、「に対する必要な報告の要求及び」を「からの報告の徴収並びに」に改め、同表の３の(6)の表23の(3)の項中「又は」を「及び」に改め、同表の３の(6)の表23の(4)の項中「又は」を「及び」に、「及び」を「並びに」に改め、同表の３の(6)の表23の(5)の項中「又は」を「及び」に改め、同表の３の(6)の表23の項を同表の３の(6)の表24の項とし、同表の３の(6)の表22の項の次に次のように加える。

23　高知県温泉法施行細則（昭和41年高知県規則第８号）に関する事務	温泉を公共の浴用又は飲用に供している者からの報告の受理（高知県温泉法施行細則第３条）					○					

別表第３の４の(2)の表１の(3)の項中「認可（法第15条第４項）」を「認可等（法第15条第４項及び第６項）」に改め、同表の４の(2)の表１の(5)の項中「認可（法第16条第３項）」を「認可等（法第16条第３項及び同条第４項において準用する法第15条第６項）」に改め、同表の４の(2)の表８の項を次のように改める。

8　介護保険法（平成９年法律第123号。以下この項において「法」という。）に関する事務	(1)　指定居宅サービス事業者の指定等（法第70条）			○							
	(2)　指定居宅サービス事業者の指定の更新（法第70条の２第１項及び同条第４項において準用する法第70条第５項）					○					
	(3)　指定居宅サービス事業者の指定の更新の拒否（法第70条の２第４項において準用する法第70条第２項から第４項まで）				○						
	(4)　指定居宅サービス事業者に対する措置勧告等及び措置命令（法第76条の２第１項から第３項まで）				○						
	(5)　指定居宅サービス事業者の指定の取消し等（法第77条第１項及び第115条の35第６項）				○						
	(6)　指定居宅介護支援事業者の指定等（法第79条）				○						
	(7)　指定居宅介護支援事業者の指定の更新（法第79条の２第１項）					○					
	(8)　指定居宅介護支援事業者の指定の更新の拒否（法第79条の２第４項において準用する法第79条第２項）				○						
	(9)　指定居宅介護支援事業者に対する措置勧告等及び措置命令（法第83条の２第１項から第３項まで）				○						
	(10)　指定居宅介護支援事				○						

業者の指定の取消し等（法第84条第１項及び第115条の35第６項）										
(11)　指定介護老人福祉施設の指定等（法第86条）			○							
(12)　指定介護老人福祉施設の指定の更新（法第86条の２第１項及び同条第４項において準用する法第86条第３項）					○					
(13)　指定介護老人福祉施設の指定の更新の拒否（法第86条の２第４項において準用する法第86条第２項）			○							
(14)　指定介護老人福祉施設の開設者に対する措置勧告等及び措置命令（法第91条の２第１項から第３項まで）			○							
(15)　指定介護老人福祉施設の指定の取消し等（法第92条第１項及び第115条の35第６項）			○							
(16)　介護老人保健施設の開設の許可等（法第94条第１項及び第３項から第６項まで）			○							
(17)　介護老人保健施設の入所定員等の変更の許可等（法第94条第２項、第３項、第５項及び第６項）				○						
(18)　介護老人保健施設の開設の許可の更新（法第94条の２第１項及び同条第４項において準用する法第94条第６項）					○					
(19)　介護老人保健施設の開設の許可の更新の拒否（法第94条の２第４項において準用する法第94条第３項から第５項まで）			○							
(20)　介護老人保健施設の管理者に係る承認（法第95条）				○						
(21)　介護老人保健施設の設備の使用制限等（法第101条）				○						
(22)　介護老人保健施設の管理者の変更命令（法第102条第１項）			○							
(23)　介護老人保健施設の開設者に対する措置勧告等並びに措置命令及び業務の停止命令（法第103条第１項から第３項まで）			○							
(24)　介護老人保健施設の許可の取消し等（法第104条第１項及び第115条の35第６項）			○							
(25)　指定介護療養型医療施設の指定等（法第107条第１項及び第３項から第５項まで）			○							
(26)　指定介護療養型医療施設の指定の更新（法第107条の２第１項及び同条第４項において準用する法第107条第５項）					○					
(27)　指定介護療養型医療施設の指定の更新の拒否			○							

（法第107条の２第４項において準用する法第107条第３項及び第４項）										
(28)　指定介護療養型医療施設の開設者に対する措置勧告等及び措置命令（法第113条の２第１項から第３項まで）			○							
(29)　指定介護療養型医療施設の指定の取消し等（法第114条第１項及び第115条の35第６項）			○							
(30)　指定介護予防サービス事業者の指定等（法第115条の２）			○							
(31)　指定介護予防サービス事業者に対する措置勧告等及び措置命令（法第115条の８第１項から第３項まで）			○							
(32)　指定介護予防サービス事業者の指定の取消し等（法第115条の９第１項及び第115条の35第６項）			○							
(33)　指定介護予防サービス事業者の指定の更新（法第115条の11において読み替えて準用する法第70条の２第１項）					○					
(34)　指定介護予防サービス事業者の指定の更新の拒否（法第115条の11において読み替えて準用する法第70条の２第４項において準用する法第115条の２第２項）			○							
(35)　都道府県介護保険事業支援計画の作成及び変更（法第118条第１項及び第６項）			○							
(36)　(1)から(35)までの事項以外の法に関すること。					○					

別表第３の４の(3)の表２の(2)のアの項中「指定及び」を「指定等及び」に、「更新（法第24条の９第１項及び第24条の10第１項）」を「更新等（法第24条の９並びに法第24条の10第１項及び同条第４項において読み替えて準用する法第24条の９第２項）」に改め、同表の４の(3)の表２の(2)のウの項中「又は調整及び」を「及び調整並びに」に改め、同表の４の(3)の表６の(1)の項中「指定及び」を「指定等及び」に、「変更（法第36条第１項及び第37条第１項）」を「変更等（法第36条第１項、第３項及び第４項並びに法第37条第１項並びに同条第２項において読み替えて準用する法第36条第３項及び第４項）」に改め、同表の４の(3)の表６の(2)の項中「指定及び」を「指定等及び」に、「変更（法第38条第１項及び第39条第１項）」を「変更等（法第38条第１項及び第２項並びに同条第３項において読み替えて準用する法第36条第３項並びに法第39条第１項並びに同条第２項において読み替えて準用する法第38条第２項及び第３項）」に改め、同表の４の(3)の表６の(3)の項中「指定」を「指定等」に、「準用する法第36条第１項」を「読み替えて準用する法第36条第１項、第３項及び第４項」に改め、同表の４の(3)の表６の(4)の項中「更新（法第41条第１項）」を「更新等（法第41条第１項並びに同条第４項において読み替えて準用する法第36条第１項、第３項及び第４項、第38条並びに第39条）」に改め、同表の４の(3)の表６の(15)の項中「指定及び」を「指定等及び」に、「第59条第１項及び」を「第59条第１項及び第２項並びに同条第３項において読み替えて準用する法第36条第３項並びに法」に改め、同表の４の(3)の表９の項中「第２条第４号」を「第２条第２号に規定する身体障害者、同法第２条第４号」に改め、同表の４の(3)の表12の(3)の項及び12の(5)の項中「において」を「において読み替えて」に改め、同表の４の(3)の表中18の項を削り、19の項を18の項とし、20の項を19の項とし、21の項を20の項とし、同表の５の(1)を削り、同表の５の(2)の表１の(2)の項中「第４条ただし書」を「第４条第１項ただし書」に改め、同表の５の(2)の表１の(3)の項中「第15条」を「第15条第２号」に改め、同表の５の(2)の表２の(2)の項中「第４条ただし書」を「第４条第１項ただし書」に改め、同表の５の(2)の表２の(3)の項中「第14条」を「第14条第２号」に改め、同表の５の(2)の表３の(2)の項中「第５条ただし書」を「第５条第１項ただし書」に改め、同表の５の(2)の表３の(4)の項中「第16条」を「第16条第２号」に改め、同表の５の(2)の表４の(2)の項中「第５条ただし書」を「第５条第１項ただし書」に改め、同表の５の(2)の表４の(3)の項中「第16条」を「第16条第２号」に改め、同表の５の(2)の表５の(2)の項中「第５条ただし書」を「第５条第１項ただし書」に改め、同表の５の(2)を同表の５の(1)とし、同表の５の(3)を同表の５の(2)とし、同表の５の(4)の表中１の項を削り、２の項を１の項とし、３の項を２の項とし、４の項を３の項とし、５の項を４の項とし、６の項を５の項とし、７の項を６の項とし、８の項を７の項とし、同表中５の(4)を５の(3)とし、５の(5)を５の(4)とし、５の(6)を５の(5)とし、５の(7)を５の(6)とし、同表の７の(1)の表６の(1)の項中「許可」を「許可等」に、「第３条第１項及び第２項」を「第３条第１項、第２項及び第５項」に改め、同表の７の(1)の表６の(2)の項中「取消し、利用の停止及び利用の条件の変更（条例第４条）」を「取消し等（条例第４条第

１項）」に改め、同表の７の(1)の表７の(1)の項中「許可」を「許可等」に改め、同表の７の(1)の表７の(2)の項中「取消し、利用の停止及び利用の条件の変更（条例第４条）」を「取消し等（条例第４条第１項）」に改め、同表の７の(2)の表１の項中「エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法」を「エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法」に改め、同表の７の(2)の表１の(1)の項中「中小企業者及び組合等」を「承認中小企業者及び承認組合等」に、「において」を「において読み替えて」に改め、同表の７の(4)の表２の(1)の項中「及び登録」を「及び当該登録」に改め、同表の７の(4)の表７の(1)の項中「認可（法第23条第１項及び」を「認可等（法第23条第１項及び第２項並びに」に改め、同表の７の(4)の表７の(4)の項中「認可」を「認可等」に、「準用する法第23条第１項及び」を「読み替えて準用する法第23条第１項及び第２項並びに」に改め、同表の７の(4)の表７の(5)の項中「第58条第５項において」を「第58条第５項において読み替えて」に改め、同表の７の(6)の表４の(1)の項中「第７条第１項及び第４項」を「第７条第１項及び第３項」に改め、同表の７の(6)の表７の項中「第２条第４号」を「第２条第２号に規定する身体障害者、同法第２条第４号」に改め、同表の８の表１の項中「昭和27年法律第229号」を「昭和27年法律第239号」に改め、同表の８の表１の(2)の項中「第18条の３」を「第18条の３第１項」に改め、同表の９の(3)の表中３の項を削り、４の項を３の項とし、５の項を４の項とし、６の項を５の項とし、７の項を６の項とし、８の項を７の項とし、同表の９の(3)の表９の(1)の項中「第10条第20項」を「第10条第18項」に改め、同表の９の(3)の表９の(2)の項中「第11条の４」を「第11条の４第１項ただし書（同条第２項において準用する場合を含む。）」に改め、同表の９の(3)の表９の(3)の項中「第60条」を「第60条第１項」に改め、同表の９の(3)の表９の(7)の項中「権利義務承継」を「権利義務の承継」に、「第70条第２項」を「第70条第２項において準用する法第65条第２項」に改め、同表の９の(3)の表９の(9)の項中「第94条の２」を「第94条の２第１項及び第２項」に改め、同表の９の(3)の表中９の項を８の項とし、10の項を９の項とし、11の項を10の項とし、同表の９の(3)の表12の(1)の項中「第４条」を「第４条第２項」に改め、同表の９の(3)の表12の(2)の項から12の(4)の項までの規定中「県農業協同組合合併推進法人」を「推進法人」に改め、同表の９の(3)の表12の項を同表の９の(3)の表11の項とし、同表の９の(3)の表13の(1)の項中「の基準を定めること。（法第16条第１項）」を「に係る業務の規模の基準の設定（法第16条第１項ただし書）」に改め、同表の９の(3)の表中13の項を12の項とし、14の項を13の項とし、15の項を14の項とし、同表の９の(4)の表４の(1)の項中「及び指定」を「及び当該指定」に改め、同表の９の(4)の表５の(1)の項中「及び」を「及び国の機関からの」に改め、同表の９の(4)の表７の項を削り、同表の９の(4)の表８の(2)の項中「必要な」を削り、同表の９の(4)の表中８の項を７の項とし、９の項を８の項とし、10の項を９の項とし、11の項を10の項とし、12の項を11の項とし、同表の９の(5)中「産地づくり課」を「産地・流通支援課」に改め、同表の９の(5)の表１の(2)の項中「に関すること。（法第８条第１項及び第４項）」を「（法第８条第１項）」に改め、同表の９の(5)の表２の(1)の項及び２の(2)の項中「事業」を「野菜の価格安定事業」に改め、同表の９の(6)中「流通支援課」を「地域農業推進課」に改め、同表の９の(6)の表１の(1)の項中「策定及び」を「策定及び変更並びに」に、「指定」を「指定及び変更」に、「第５条第３項及び第７条第２項」を「第５条第３項及び同条第５項において準用する同条第３項並びに法第７条第２項及び同条第３項において準用する同条第２項」に改め、同表の９の(6)の表１の(3)の項中「第55条」を「第55条、第56条第１項」に、「第３条」を「第３条第１項」に、「及び第６条」を「、第６条及び第８条第１項」に改め、同表の９の(6)の表に次のように加える。

４　米穀等の取引等	(1)　米穀事業者等に対する報告の徴収及び立入検査（米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律第10条第１項及び米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律施行令（平成21年政令第261号）第７条第１項）			○							
	(2)　(1)の処分後の農林水産大臣への報告（米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律施行令第７条第４項）					○					

別表第３の９の(7)の表１の(1)の項中「に関すること。」を削り、同表の９の(7)の表７の(8)の項中「に対する」を「からの」に改め、同表の９の(7)の表15の(1)の項中「第55条」を「第55条、第56条第１項」に、「第３条」を「第３条第１項」に、「及び第６条」を「、第６条及び第８条第１項」に、「流通支援課長」を「地域農業推進課長」に改め、同表の９の(7)の表17の(2)の項中「必要な」を削り、同表の９の(7)の表22の項中「及び許可」を「及び当該許可」に改め、同表の９の(8)の表５の項を同表の９の(8)の表６の項とし、同表の９の(8)の表４の項の次に次のように加える。

５　株式会社日本政策金融公庫の農業基盤整備資金・担い手育成農地集積資金に係る委嘱調査に関する事務	(1)　株式会社日本政策金融公庫資金の貸付対象事業調書の作成に関すること。					○					
	(2)　国及び県の補助金交付対象事業である株式会社日本政策金融公庫資金の補助金交付状況調書の作成に関すること。					○					

別表第３の10の(1)の表３の(2)の項中「公立小中学校林等整備事業費補助金」を「学校林等整備事業費補助金」に改め、同表の10の(1)の表５の(5)の項中「第10条」を「第10条第１項」に改め、同表の10の(1)の表５の(7)の項中「第15条」を「第15条ただし書」に改め、同表の10の(1)の表８の(2)の項中「許可」を「許可等」に改め、同表の10の(1)の表８の(3)の項中「取消し、利用の停止及び利用の条件の変更」を「取消し等」に改め、同表の10の(1)の表９の(1)の項中「許可」を「許可等」に改め、同表の10の(1)の表９の(2)の項中「取消し、利用の停止及び利用の条件の変更」を「取消し等」に改め、同表の10の(1)の表９の(6)の項中「施設等」を「機械器

具及び施設等」に改め、同表の10の(2)の表7の(1)の項中「第78条及び第100条第3項」を「第79条及び法第100条第3項において準用する法第79条」に改め、同表の10の(2)の表7の(2)の項中「生産森林組合の」を「生産森林組合の解散及び」に、「第84条第2項及び第100条第4項」を「第83条第2項及び法第84条第3項において準用する法第79条並びに法第100条第4項において準用する法第83条第2項及び法第84条第3項において準用する法第79条」に改め、同表の10の(2)の表中11の項を削り、12の項を11の項とし、13の項を12の項とし、同表の10の(2)の表14の項中「森林組合改善事業」を「森林境界明確化促進事業」に、「森林施業プランナー養成事業に係る検査及び指導監督」を「森林境界明確化促進事業に係る検査」に改め、同項を同表の10の(2)の表13の項とし、同表の10の(3)の表3の(2)の項中「、森林整備加速化事業費補助金、森林整備推進事業費交付金及び未整備森林緊急整備事業費交付金」を「及び森林整備加速化事業費補助金」に改め、同表の10の(4)の表1の(1)の項中「に関すること。（法第2条の2）」を「（法第2条の2第1項及び第3項）」に改め、同表の10の(4)の表2の(1)の項中「に関すること。（法第2条）」を「（法第2条第1項）」に改め、同表の10の(4)の表2の(2)の項中「に関すること。（法第3条）」を「（法第3条第1項）」に改め、同表の10の(4)の表2の(3)の項中「に関すること。（法第4条）」を「（法第4条第1項）」に改め、同表の10の(4)の表2の(4)の項中「に関すること。（法第5条）」を「（法第5条第1項及び第2項）」に改め、同表の10の(4)の表4の(1)の項中「に関すること。」を削り、同表の10の(4)の表7の項中「林業事務所長（高知県中央東林業事務所嶺北林業振興事務所の所管区域内の事項にあっては、高知県中央東林業事務所嶺北林業振興事務所長に委任する。）」を「〃」に改め、同表の10の(5)の表2の(3)の項中「許可（法第18条第1項）」を「許可等（法第18条）」に改め、同表の10の(7)の表1の(28)の項中「(27)」を「(29)」に改め、同項を同表の10の(7)の表1の(30)の項とし、同表の10の(7)の表中1の(27)の項を1の(29)の項とし、1の(26)の項を1の(28)の項とし、1の(25)の項を1の(27)の項とし、1の(24)の項を1の(26)の項とし、1の(23)の項を1の(25)の項とし、1の(22)の項を1の(24)の項とし、1の(21)の項を1の(23)の項とし、同表の10の(7)の表1の(20)の項中「産業廃棄物の」を「産業廃棄物の保管、収集、運搬及び」に改め、同項を同表の10の(7)の表1の(22)の項とし、同表の10の(7)の表1の(19)の項を同表の10の(7)の表1の(21)の項とし、同項の前に次のように加える。

(20)　産業廃棄物処理施設の設置者の地位の相続による承継の届出の受理（法第15条の4において準用する法第9条の7第2項）					○					

別表第3の10の(7)の表中1の(18)の項を削り、1の(17)の項を1の(19)の項とし、1の(16)の項を1の(18)の項とし、同項の前に次のように加える。

(17)　熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設の設置者に係る認定並びに当該認定の更新及び取消し（法第15条の3の3第1項、第2項及び第5項）			○							

別表第3の10の(7)の表1の(15)の項中「第15条の2の6」を「第15条の2の7」に改め、同項を同表の10の(7)の表1の(16)の項とし、同表の10の(7)の表1の(14)の項中「第15条の2の5第1項」を「第15条の2の6第1項」に改め、同項を同表の10の(7)の表1の(15)の項とし、同表の10の(7)の表中1の(13)の項を1の(14)の項とし、1の(12)の項を1の(13)の項とし、1の(11)の項を1の(12)の項とし、1の(10)の項を1の(11)の項とし、1の(9)の項を1の(10)の項とし、1の(8)の項を1の(9)の項とし、1の(7)の項を1の(8)の項とし、同項の前に次のように加える。

(7)　一般廃棄物処理施設の設置者の地位の相続による承継の届出の受理（法第9条の7第2項）					○					

別表第3の10の(7)の表中1の(6)の項を削り、1の(5)の項を1の(6)の項とし、1の(4)の項を1の(5)の項とし、1の(3)の項の次に次のように加える。

(4)　熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の設置者に係る認定並びに当該認定の更新及び取消し（法第9条の2の4第1項、第2項及び第5項）			○							

別表第3の10の(7)の表2の(2)の項を次のように改める。

(2)　県外の産業廃棄物の受託協議に関すること。					○					

別表第3の10の(7)の表3の(8)の項中「の許可」を「の許可等」に、「第60条第1項及び第2項」を「第60条第1項及び第2項並びに第62条」に改め、同表の10の(7)の表3の(10)の項中「の許可」を「の許可等」に、「第67条第1項及び第2項」を「第67条第1項及び第2項並びに第69条」に改め、同表の10の(7)の表3の(11)の項中「許可（法第70条第1項）」を「許可等（法第70条第1項及び同条第2項において準用する法第69条）」に改め、同表の10の(7)の表7の(10)の項中「第14条の2第1項及び第2項」を「第14条の2第1項及び第3項」に改め、同表の10の(7)の表7の(11)の項中「特定事業場」を「特定事業場、指定事業場」に、「第14条の2第3項」を「第14条の2第4項」に改め、同表の10の(7)の表7の(11)のアの項中「排水量」を「特定事業場（排水量」に、「工事及び事業場」を「工場及び事業場に限る。）及び貯油事業場等（有害物質を使用しない工場及び事業場に限る。）」に改め、同表の10の(7)の表18の(7)の項中「埋立て等をする者等に対する立入検査等」を「埋立て等をした者等に対する土砂等の収去命令」に改め、同表の10の(7)を同表の10の(8)とし、同表の10の(6)の表6の(2)の項から6の(5)の項まで及び7の(1)の項中「及び指定」を「及び当該指定」に改め、同表の10の(6)の表12の(2)の項中「許可等」を「制限」に改め、同表の10の(6)の表12の(5)の項中「第9条」を「第9条第1項」に改め、同表の10の(6)の表13の項及び14の項を削り、同表の10の(6)を同表の10の(7)とし、同表の10の(5)の次に次のように加える。

(6)　新エネルギー推進課

事務の種類	事項（根拠条項）	決裁権者								合議先	備考
		知事	専決権者						受任者		
			副知事	部局長	副部長等	課長	課長補佐等	所長	所長		
1　発電用施設周辺地域整備法（昭和49年法律第78号）に関する事務	（1）　周辺地域についての公共用施設整備計画の作成及び変更（発電用施設周辺地域整備法第４条第１項及び同条第９項において準用する同条第１項）	○								関係する部局長	
	（2）　（1）のうち軽易な変更に係るもの			○						〃	
2　エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号。以下この項において「法」という。）に関する事務	（1）　特定事業者としての庁舎等のエネルギーの使用の合理化の目標達成のための中長期的な計画の作成（法第14条第１項）			○						〃	
	（2）　法第３条に規定する基本方針に基づく庁舎におけるエネルギーを消費する設備の運転並びに保守及び点検その他の項目に関する管理標準の設定										高知県庁舎管理規則第４条第２項に規定する庁舎管理責任者が専決する。
	（3）　（1）及び（2）の事項以外の法に関すること。					○				関係する課長	
3　地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下この項において「法」という。）に関する事務	（1）　地方公共団体実行計画の策定及び変更（法第20条の３第１項及び第９項）			○							
	（2）　地方公共団体実行計画の策定及び変更に係る措置の実施及び関係地方公共団体からの意見の聴取（法第20条の３第６項及び第７項並びに同条第９項において準用する同条第６項及び第７項）			○							
	（3）　地方公共団体実行計画の公表（法第20条の３第８項及び同条第９項において準用する同条第８項）					○					
	（4）　地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況の公表（法第20条の３第10項）			○							
	（5）　地方公共団体実行計画協議会の設置（法第20条の４第１項）				○						
	（6）　特定排出者としての庁舎等が排出した温室効果ガス算定排出量の報告（法第21条の２第１項）					○					
	（7）　地球温暖化防止活動推進員の委嘱（法第23条第１項）					○					
	（8）　地球温暖化防止活動推進センターの指定及び当該指定の取消し（法第24条第１項及び第５項）			○							
	（9）　（1）から（8）までの					○					

	事項以外の法に関すること。										

別表第３の11の（1）の表１の（2）の項中「第63条第１項」を「第64条」に改め、同表の11の（2）の表２の（1）の項中「許可（規則第７条）」を「許可等（規則第７条及び第23条第１項）」に改め、同表の11の（2）の表２の（3）の項中「認可（規則第21条第１項）」を「認可等（規則第21条第１項及び第23条第１項）」に改め、同表の11の（2）の表３の（2）の項中「免許（法第10条）」を「免許等（法第10条、第13条第１項及び第127条）」に改め、同表の11の（2）の表３の（5）の項中「免許（法第22条第１項）」を「免許等（法第22条第１項及び第２項並びに同条第３項において準用する法第13条第１項）」に改め、同表の11の（2）の表３の（6）の項中「認可（法第24条第２項）」を「認可等（法第24条第２項及び第３項）」に改め、同表の11の（2）の表３の（7）の項中「認可（法第26条第１項ただし書）」を「認可等（法第26条第１項ただし書及び第２項）」に改め、同表の11の（2）の表３の（9）の項中「許可（法第36条第１項）」を「許可等（法第36条第１項及び同条第３項において準用する法第22条第２項）」に改め、同表の11の（2）の表３の(15)の項中「許可（法第66条第１項）」を「許可等（法第66条第１項及び第５項）」に改め、同表の11の（2）の表４の（1）の項中「第４条第６項」を「第４条第７項」に改め、同表の11の（2）の表４の（2）の項中「第４条第７項」を「第４条第８項」に改め、同表の11の（2）の表５の（1）の項中「許可（規則第６条）」を「許可等（規則第６条及び第19条第１項）」に改め、同表の11の（2）の表12の（1）の項中「県の計画」を「都道府県計画」に、「決定（法第４条及び」を「策定及び変更（法第４条第１項、第７項及び第８項並びに」に改め、同表の11の（3）の表１の（2）の項中「作成（法第７条）」を「作成及び変更（法第７条第１項及び第８条第１項）」に改め、同表の11の（3）の表５の（2）の項中「必要な」を削り、同表の11の（4）の表１の（1）の項中「第55条」を「第55条、第56条第１項」に、「第３条」を「第３条第１項」に、「及び第６条」を「、第６条及び第８条第１項」に、「流通支援課長」を「地域農業推進課長」に改め、同表の11の（4）の表１の（3）の項中「流通支援課長」を「地域農業推進課長」に改め、同表の11の（4）の表３の（2）の項中「必要な」を削り、同表の11の（5）の表１の（5）の項中「第38条第１項」を「第38条」に改め、同表の11の（5）の表１の(11)の項中「第39条の２第１項及び第２項」を「第39条の２第２項」に改め、同表の11の（5）の表２の（5）の項中「第６条第２項及び第３項」を「第６条第２項及び第３項ただし書」に改め、同表の12の（1）の表９の（1）の項中「基本方針等に関すること。（法第３条及び第４条）」を「実施に関する指針の策定及び変更（法第４条）」に改め、同表の12の（1）の表９の（2）の項中「法に規定する解体工事業における」を削り、「第24条第１項及び第35条第１項」を「第24条並びに法第35条第１項及び同条第２項において準用する法第24条第２項」に改め、同表の12の（1）の表９の（4）の項中「に関すること。」を削り、同表の12の（3）の表２の（1）の項中「県計画」を「都道府県計画」に改め、同表の12の（3）の表13の（4）の項中「第26条」を「第26条第１項」に改め、同表の12の（3）の表14の項中「同意」を「同意等」に、「第32条」を「第32条第１項及び第２項」に改め、同表の12の（3）の表16の(17)のアの項中「第８条第１項」を「第８条第１項各号」に改め、同表の12の（3）の表16の(22)の項中「第11条」を「第11条ただし書」に改め、同表の12の（3）の表19の（3）の項中「認可（法第16条）」を「認可等（法第16条及び第19条）」に改め、同表の12の（3）の表19の（4）の項中「認可」を「認可等」に、「第20条第１項から第３項まで」を「第20条第１項から第３項まで及び同条第４項において準用する法第19条」に改め、同表の12の（4）の表１の(10)の項中「第26条第１項及び第４項」を「第26条第１項及び第４項ただし書」に改め、同表の12の（4）の表１の(11)の項中「第26条第５項」を「第26条第４項ただし書及び第５項」に改め、同表の12の（4）の表１の(28)の項中「(27)」を「(28)」に改め、同項を同表の12の（4）の表１の(29)の項とし、同表の12の（4）の表１の(27)の項を同表の12の（4）の表１の(28)の項とし、同表の12の（4）の表１の(26)の項を同表の12の（4）の表１の(27)の項とし、同表の12の（4）の表１の(25)の項中「第16条の11」を「第16条の11第１項」に改め、同項を同表の12の（4）の表１の(26)の項とし、同表の12の（4）の表中１の(24)の項を１の(25)の項とし、１の(23)の項を１の(24)の項とし、１の(22)の項を１の(23)の項とし、１の(21)の項を１の(22)の項とし、１の(20)の項を１の(21)の項とし、１の(19)の項を１の(20)の項とし、１の(18)の項を１の(19)の項とし、１の(17)の項を１の(18)の項とし、１の(16)の項の次に次のように加える。

(17)　水利使用に関する処分に係る国土交通大臣への意見の具申（法第36条第１項）			○							

別表第３の12の（5）の表１の（1）の項中「に関すること。」を削り、同表の12の（5）の表３の（3）の項中「許可」を「許可等」に改め、同表の12の（5）の表７の（1）の項中「第３条第１項」を「第３条」に改め、同表の12の（5）の表７の（9）の項中「第11条」を「第11条ただし書」に改め、同表の12の（6）の表中１の(28)の項を１の(29)の項とし、１の(27)の項を１の(28)の項とし、１の(26)の項を１の(27)の項とし、１の(25)の項を１の(26)の項とし、同表の12の（6）の表１の(24)の項中「(23)」を「(24)」に改め、同項を同表の12の（6）の表１の(25)の項とし、同表の12の（6）の表中１の(23)の項を１の(24)の項とし、１の(22)の項を１の(23)の項とし、１の(21)の項を１の(22)の項とし、同表の12の（6）の表１の(20)の項中「〃」を「土木事務所長」に改め、同項を同表の12の（6）の表１の(21)の項とし、同表の12の（6）の表１の(19)の項の次に次のように加える。

(20)　自動車専用道路の指定（法第48条の２第１項及び第２項）					○					

別表第３の12の（6）の表４の項中「第25条第１項」を「第25条第１項及び軌道法施行令（昭和28年政令第258号）」に改め、同表の12の（7）の表１の(10)の項中「又は」を「及び」に改め、同表の12の（7）の表４の（1）の項中「認可（法第67条第１項）」を「認可等（法第67条第１項及び第68条）」に改め、同表の12の（7）の表４の（2）の項中「認可（法第71条第２項）」を「認可等（法第71条第２項及び同条第３項において準用する法第68条第１項）」に改め、同表の12の（7）の表４の（3）の項中「認可（法第72条第２項）」を「認可等（法第72条第２項及び同条第３項において準用する法第68条）」に改め、同表の12の（7）の表４の（6）の項中「第85条」を「第85条第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）」に改め、同表の12の（7）の表６の（1）の項中「認可（法第４条第１項）」を「認可等（法第４条第１項並びに第９条第１項及び第２項）」に改め、同表の12の（7）の表６の（2）の項中「又は規約及び」を「及び規約並びに」に、「認可（法第10条第１項）」を「認可等（法第10条第１項並びに同条第３項において準用する法第９条第１項及び第２項）」に改め、同表の12の（7）の表６の（5）の項中「認可（法第14条第１項）」を「認可等（法第14条第１項並びに第21条第１項及び第２項）」に改め、同表の12の（7）の表６の（6）の項中「認可（法第39条第１項）」を「認可等（法第39条第１項並びに同条第２項において準用する法第21条第１項及び第２項）」に改め、同表の12の（7）の表６の（7）の項中「認可（法第45条第２項）」を「認可等（法第45条第２項及び第３項）」に改め、同表の12の（7）の表６の(11)の項中「認可（法第86条第１項）」を「認可等（法第86条第１項、第４項及び第５項）」に改め、同表の12の（7）の表６の(12)の項中「認可（法第97条第１項）」を「認可等（法第97条第１項並びに同条第２項及び第３項において準用する法第86条第４項及び第５項）」に改め、同表の12の（7）の表９の（5）の項及び９の（7）の項中「並びに指定」を「並びに当該指定」に改め、同表の12の（8）の表６の（3）の

項中「制限行為の許可及び許可事項の変更の許可（条例第４条第１項及び第３項）」を「行為の制限（条例第４条）」に改め、同表の12の(8)の表６の(4)の項中「又は」を「及び」に改め、同表の12の(8)の表６の(6)の項中「変更（条例第９条第１項及び第２項）」を「変更等（条例第９条第１項ただし書及び第２項）」に改め、同表の12の(8)の表６の(8)の項中「許可等（条例第10条第１項及び第２項）」を「許可（条例第10条）」に改め、同表の12の(8)の表６の(12)の項中「又は」を「及び」に、「徴収等（条例第18条）」を「徴収（当該使用料及び占用料に係る許可の決裁権者が所長であるものに限る。）（条例第18条第１項）」に改め、同表の12の(8)の表６の(13)の項中「徴収等（条例第19条）」を「徴収（条例第19条第１項）」に改め、同表の12の(8)の表６の(14)の項中「徴収等（条例第20条）」を「徴収（条例第20条第１項）」に改め、同表の12の(8)の表６の(15)の項中「利用料等の減免」を「使用料等の減免（使用料及び占用料にあっては、当該使用料及び占用料に係る許可の決裁権者が所長であるものに限る。）」に改め、同表の12の(8)の表６の(16)の項中「利用料等」を「利用料」に改め、同表の12の(8)の表６の(19)の項中「評価等」を「評価」に改め、同表の12の(8)の表６の(20)の項中「を売却する場合の手続」を「の売却」に改め、同表の12の(9)の表３の(1)の項から３の(3)の項までの規定中「県計画」を「都道府県計画」に改め、同表の12の(11)の表14の(12)の項中「氏名等の変更」を「氏名の変更等」に改め、同表の12の(11)の表16の(1)の項中「〃」を「土木事務所長」に改め、同表の13の(1)の上表２の(2)の項中「第９条第１項」を「第９条第１項及び第３項」に改め、同表の13の(1)の上表３の項に次のように加える。

(3)　総括会計検査員、主任会計検査員及び会計検査員の任免（規則第111条第１項）					○					

別表第３の13の(1)の上表４の項を次のように改める。

4　高知県契約規則に関する事務	標準書式及び書式登録によらない契約の締結に係る契約担当者からの協議（高知県契約規則第４条第４号）					○					

別表第３の13の(1)の上表に次のように加える。

5　その他の事務	会計職員の研修に関すること。			○							

別表第３の13の(1)の下表３の項を次のように改める。

3　高知県会計規則（以下この項において「規則」という。）に関する事務	(1)　事故報告書の処理（規則第17条第１項から第３項まで）			○		
	(2)　収入及び支出に係る更正決議書の通知の受理（規則第21条第１項及び第２項）			○		課長が適当と認めるものについては、課長補佐等又は当該事項を担当するチーフが専決する。
	(3)　調定の通知の受理（規則第24条）			○		〃
	(4)　過誤納金の戻出の決定（規則第30条第１項）			○		〃
	(5)　過誤納金に係る充当決議書の通知の受理（規則第31条第１項）			○		〃
	(6)　収入未済歳入額繰越通知書及び内訳書による通知の受理（規則第42条第１項）			○		〃
	(7)　支出負担行為の合議（規則第44条）　ア　１件１億円以上のもの	○				
	イ　１件5,000万円以上１億円未満のもの		○			
	ウ　１件5,000万円未満のもの			○		課長が適当と認めるものについては、課長補佐等又は当該事項を担当するチーフが専決する。
	(8)　支出の決定（高知県給与等集中管理特別会計、高知県旅費集中管理特別会計、高知県用品等調達特別会計及び高知県会計事務集中管理特別会計に係るもの、一般会計に係るもののうち総務事務センターにおいて支出負担行為を決議したものに係るもの並びに旅費を除く。）（規則第48条第１　ア　１件１億円以上のもの	○				
	イ　１件5,000万円以上１億円未満のもの		○			
	ウ　１件5,000万円未満のもの			○		課長が適当と認めるものについては、課長補佐等又は当該事項を担当するチーフが専決する。

	項）					
	(9)　繰替払報告書の作成及び提出（規則第63条第３項）			○		
	(10)　歳入歳出外現金の受入れ及び払出しの通知の受理（高知県給与等集中管理特別会計、高知県用品等調達特別会計及び高知県会計事務集中管理特別会計に係るものを除く。）（規則第68条第１項）			○		課長が適当と認めるものについては、課長補佐等又は当該事項を担当するチーフが専決する。
	(11)　保管有価証券の受け払い（規則第70条第１項及び第２項）			○		〃
	(12)　本庁及び出先機関の会計検査に関すること。（規則第110条）	○				

別表第３の13の(1)の下表５の項に次のように加える。

(5)　歳入の徴収及び収納の事務の委託に係る協議			○		
(6)　残高照会等に関すること。			○		

別表第３の13の(2)の上表２の項中「高知県用品等調達特別会計規則（昭和32年高知県規則第22号）」を「高知県用品等調達特別会計規則（平成23年高知県規則第６号）」に改め、同表備考５を同表備考６とし、同表備考４の次に次のように加える。

５　会計指導監の所掌する事務に係るこの表の規定に適用については、「決裁権者」欄の「課長」とあるのは、当該職と読み替えるものとする。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。